

## 財産目録

令和3年03月31日現在

法人:社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金は事務局、西部。預貯金は千葉銀行佐倉支店他	—	運転資金として	—	—	32,806,565
事業未収金	佐倉市、千葉県からの受託、介護報酬等	—	運転資金として	—	—	39,873,021
未収金	全社協、県共助会	—	正規職員退職金支払いのため	—	—	4,344,327
貯蔵品	事務局	—	切手	—	—	74,210
商品・製品		—	さくら斎場福祉売店事業撤退のため計上なし	—	—	0
立替金		—		—	—	8,164
前払金		—	R3損害保険他	—	—	1,398,709
1年以内回収予定長期貸付金		—	善意銀行小口貸付金	—	—	9,353,239
徴収不能引当金		—	善意銀行小口貸付の徴収不能引当金	—	—	△ 5,825,917
流動資産合計						82,032,318
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	佐倉市海隣寺町87 社会福祉センター建物1棟	1985年度	社会福祉事業実施のための事務局として使用	450,470,000	351,025,106	99,444,894
基本財産特定預金	千葉興業銀行佐倉支店	—	資本金として	0	0	3,000,000
基本財産合計						102,444,894
(2) その他の固定資産						
車輛運搬具	自動車日産ノート他10台	—	事業にかかる移手段、移動サービス事業車両	13,817,675	13,564,529	253,146
器具及び備品	録音作業用ノート型パソコン他	—	声の広報事業等に使用	3,544,127	2,971,640	572,487
権利	電話回線(ADSL)施設装置他	2004年度	相談事業の電話回線	75,600	0	75,600
退職手当積立基金預け金	全社協	—	正規職員の退職給付に備えるため	0	0	67,839,450
退職給付引当資産	共助会、千葉銀行佐倉支店	—	正規、嘱託職員の退職給付に備えるため	0	0	17,606,320
福祉基金積立資産	千葉銀行佐倉支店、証券会社	—	利金、利息、取り崩した元本を事業の運転資金とするため	0	0	171,570,139
菊地久勉学奨励基金積立資産	千葉銀行佐倉支店他	—	奨学福祉事業の運転資金として積立	0	0	125,061,732
元気に育て子ども基金積立資産	千葉銀行佐倉支店	—	生活困窮世帯子ども支援事業の運転資金として積立	0	0	16,058,938
稲垣成こ勉学奨励基金積立資産	千葉銀行佐倉支店	—	終末ケア・終活支援事業の運転資金として積立	0	0	17,316,805
備品購入積立資産	ゆうちょ銀行佐倉店	—	将来における備品購入のために積立	0	0	4,743,000
修繕積立資産	千葉銀行佐倉支店	—	将来における修繕の備えのための積立	0	0	1,748,500
善意銀行積立資産	千葉興業銀行佐倉支店他	—	善意銀行事業の運転資金として積立	0	0	22,275,000

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
在宅福祉積立資産	千葉みらい農協佐倉中央支店	—	在宅福祉事業の運転資金として積立	0	0	8,577,000
その他の固定資産		—	車両リサイクル券	0	0	12,490
その他の固定資産合計						453,710,607
固定資産合計						556,155,501
資産合計						638,187,819
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	福祉売店仕入、ヘルパー賃金他	—		—	—	18,856,111
その他の未払金	正規職員、嘱託員退職金	—		—	—	6,150,327
預り金		—		—	—	0
職員預り金	労働保険料、退職職員社会保険料	—		—	—	97,055
前受金	R3ボランティア保険	—		—	—	146,600
仮受金	災害ボランティア保険	—		—	—	10,000
賞与引当金	次年度6月支給賞与引当金	—		—	—	7,830,500
流動負債合計						33,090,593
2 固定負債						
退職給付引当金	全社協、共助会、嘱託員退職給付引当金	—		—	—	95,242,450
固定負債合計						95,242,450
負債合計						128,333,043
差引純資産						509,854,776

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。